

平成20年度  
地方公会計改革研究プロジェクト  
報告書

非金融資産台帳作成の手引き

平成20年6月30日

地方公会計改革研究プロジェクト

目次

第1部 非金融資産（固定資産）台帳の整備

第1章 習志野市財務書類に必要な固定資産台帳の整備

1. 現行の公有資産台帳等について	1
2. 固定資産台帳の必要性	1
3. 固定資産台帳と現行の財産台帳との関係	1

第2章 固定資産台帳

1. 固定資産台帳について	2
2. 固定資産（非金融資産）の分類	2
3. 固定資産台帳の記帳方法（共通事項）	3
4. 固定資産の取得価額	5
5. 耐用年数	6
6. 減価償却	7
7. 固定資産取得の財源内訳	8
8. 資産価額の再評価	10
9. 資産の処分	10

第2部 事業用資産

1. 事業用資産について	11
--------------	----

第1章 有形固定資産

1. 有形固定資産について	11
2. 有形固定資産額の計上について	11
3. 有形固定資産の種類別の評価方法について	12
A. 土地について	12
B. 立木竹について	12
C. 建物について	13
D. 工作物（プール等）について	14
E. 機械器具、物品、船舶、航空機について	15
4. 建設仮勘定について	16

第2章 無形固定資産

1. 無形固定資産について	17
2. 無形固定資産の計上について	17
3. 無形固定資産の種類別の評価方法について	17
A. 用益物権（地上権・地役権・借地権・鉱業権等）について	17
B. 無体財産権（特許権・著作権・商標権等）について	18
C. ソフトウェアについて	18
D. 電話加入権について	19
E. その他の無形固定資産について	19

第3章 棚卸資産

1. 棚卸資産について	20
2. 棚卸資産の計上について	20
3. 棚卸資産の評価方法について	20
4. 棚卸資産（販売用土地）の評価方法について	21
5. 棚卸資産の管理について	22

第3部 インフラ資産

第1章 インフラ資産

1. インフラ資産について	23
2. インフラ資産の計上について	23
3. インフラ資産の種類別具体例	23
4. インフラ資産の評価方法について	23
A. 土地（底地）について	24
B. 工作物（道路）について	24

第4部 繰延資産

第1章 繰延資産

1. 繰延資産について	27
2. 繰延資産の計上について	27

第5部 固定資産の増減等について

第1章 固定資産の増減等

1. 固定資産の増減等について	28
2. 資本的支出の金額算定について	29

第6部 非金融資産台帳作成の手引き

第1章 様式

1. 様式第5号① 附属明細表 ⑨事業用資産・インフラ資産の明細	31
2. 様式第5号① 附属明細表 ⑩棚卸資産の明細	32
3. 様式第5号① 附属明細表 ⑪繰延資産の明細	33

第2章 別表

1. 別表A5-3① 固定資産台帳	34
2. 別表A5-3② 建設仮勘定台帳	35
3. 別表A5-4 資産負債整理簿 ⑤有形・無形固定資産明細表	36
4. 別表A5-4 資産負債整理簿 ⑧繰延資産明細表	37
5. 別表A5-5 純資産変動整理表	38
6. 別表B1 事業資産とインフラ資産の区分表	39
7. 別表B2 基本耐用年数表	40
8. 別表B3 建物の耐用年数表	41
9. 別表B4 主な物品・機械装置の耐用年数表	42
10. 別表B5 建設工事費デフレータ①～④	43
11. 別表B6 地目変換表(例)	47
12. 別表B7 建物用途表	48
13. 別表B8 建物構造・用途別デフレータ	49
14. 別表B9 建物構造別・用途別の単価表	50
15. 別表B10 建設仮勘定台帳記載(例1 道路)	51
16. 別表B10 建設仮勘定台帳記載(例2 公園)	52

## 第1部 非金融資産（固定資産）台帳の整備

### 第1章 習志野市財務書類作成に必要な固定資産台帳の整備

#### 1. 現行の公有資産台帳等について

現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価額が明確でないうえ、すべての資産を網羅することとなっていない。

#### 2. 固定資産台帳の必要性

固定資産は、習志野市の財産の極めて大きな割合を占めるため、習志野市の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠である。特に、基準モデルの導入にあたっては、固定資産台帳（別表A5-3①）の整備が大前提となる。

#### 3. 固定資産台帳と現行の財産台帳等との関係

公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳の整備は、習志野市の財政状態の正確な把握のため、必要不可欠である。

現行制度における財産台帳等は、その目的や構造等においてかかる固定資産台帳とは大きく異なることから、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、原則として新たな財務会計目的の固定資産台帳として整備することとする。財務会計目的の固定資産台帳には、既存の財産台帳等において把握されていない資産についても記載することとなる。

両台帳においては、資産番号等を共用してリンクすることにより、相互の整合性を保持することが重要である。今後は、現行の財産台帳と新たな台帳の統合を検討する。

## 第2章 固定資産台帳

### 1. 固定資産台帳について

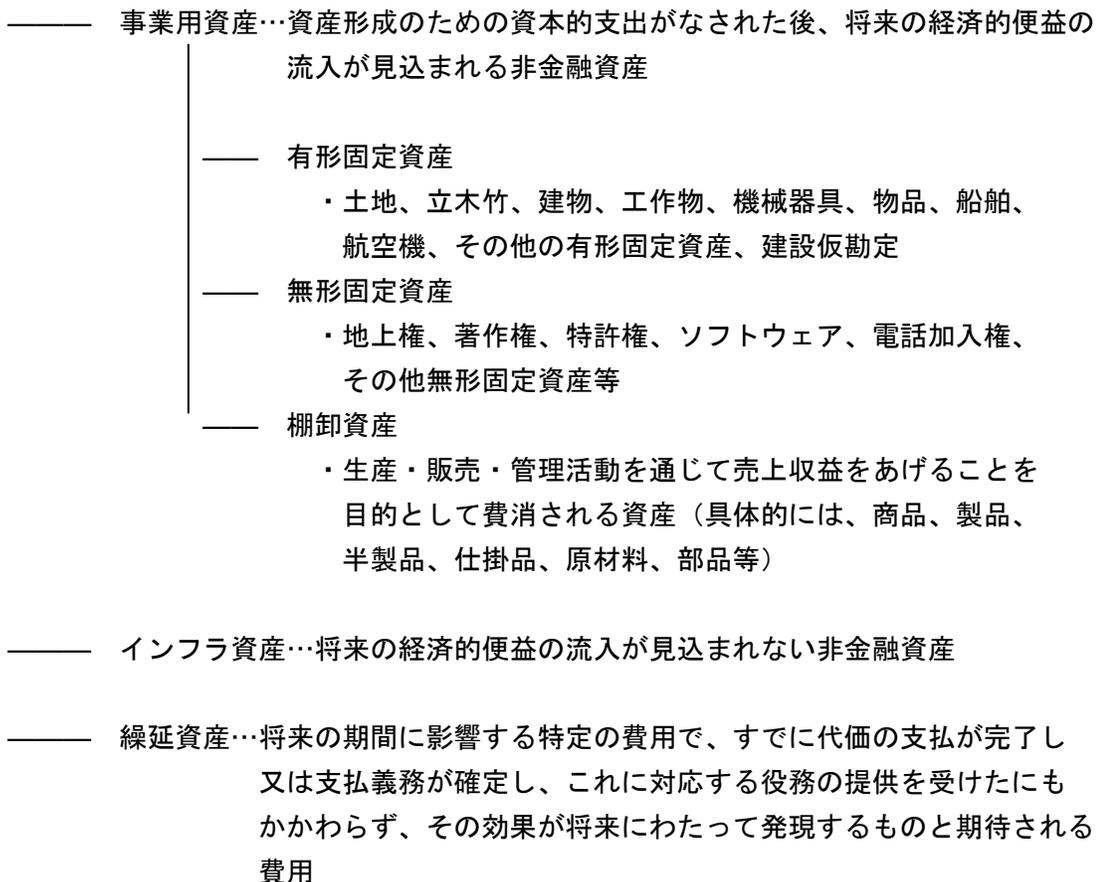
固定資産台帳は、すべての固定資産を1単位（口座）ごとに記帳する台帳であって、基準モデルの導入時において、原則として、すべての保有固定資産について公正価値をもって評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき継続記録する。

### 2. 固定資産（非金融資産）の分類

（要領第33条）

非金融資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「繰延資産」に分類して表示する。

非金融資産（固定資産）



<事業用資産とインフラ資産の区別>

基準モデルの貸借対照表に計上する固定資産は、事業用資産とインフラ資産の区分表(別表B1)により区分する。これは、地方公共団体における売却可能資産(事業用資産)がどの程度あるかを把握するためである。

なお、本手引きでは、固定資産としての共通の性質に鑑み、インフラ資産についても特に必要がある場合を除き、事業用資産の勘定科目を準用する。

3. 固定資産台帳の記帳方法(共通事項)

- ①貸借対照表に計上する固定資産については、資産単位(口座)ごとに固定資産台帳を作成し管理する。
- ②固定資産台帳に記載すべき1単位(口座)は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本単位とする。但し、例外として、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位の供用開始した合計数量(延長キロ等)をもって記帳単位(口座)とすることも妨げない。
- ③固定資産台帳には、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額(または無償取得等の場合の取得価額相当額)、減価償却・直接資本減耗累計額(償却資産の場合)、帳簿価額等を記帳する。
- ④固定資産台帳の帳簿価額の集計額は、総勘定元帳及び合計残高試算表の金額と合致しなければならない。
- ⑤固定資産台帳の金額は、勘定科目ごとに集計して、別表A5-4資産負債整理簿⑤有形・無形固定資産明細表に転記する。

【開始時の固定資産台帳】

開始時の固定資産台帳作成においては、記帳の根拠とした原簿名や資料名を記載する。

例) ○○台帳、決算書の○頁の△△、当該部署の○○資料の××を利用、等

開始時において、以下の条件に該当するものは、資産として登録しない。

- ①既に耐用年数が過ぎ、償却済のもの
- ②残存価額50万円未満の物品や小規模資産等重要性が低いもの
- ③表示登記が行われていない法定外公共物

開始時簿価の算定のための基礎情報は、公有財産台帳、各種管理台帳、決算書及び担当部署資料等から、取得年月日、取得価額、事業費、その他の情報を抽出し、各資産の算定方法に従い算定作業を行った後、固定資産台帳に転記する。

<リース資産>

リース資産（契約金総額50万円以上）については、原則として「リース会計基準」を適用のうえ、その金額及び計算方法等を固定資産台帳に記帳する。また、オンバランス化するために、取得価額相当額を資産（リース資産）、負債（リース負債）の両建てで計上し、減価償却費及び支払利息はコストとして計上する。

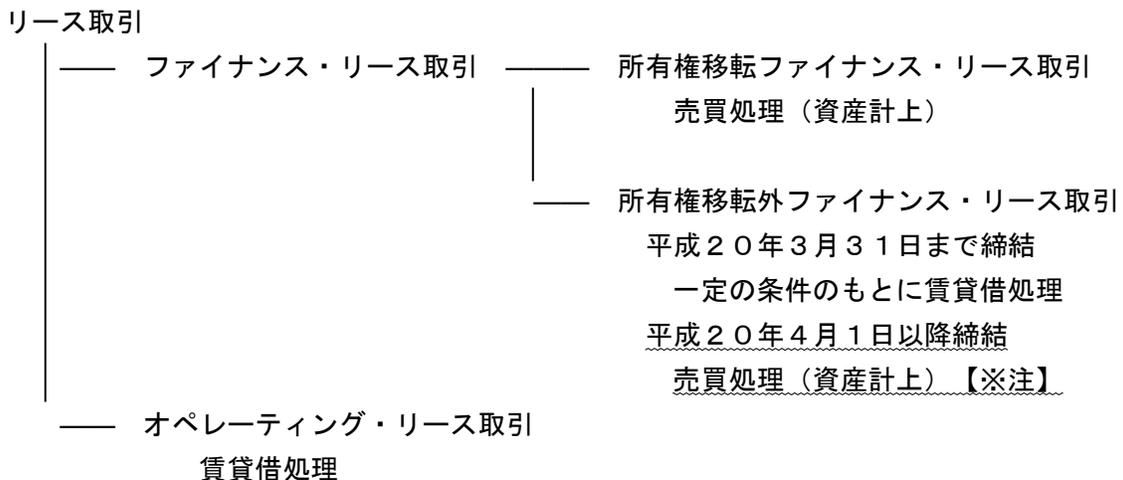
平成20年3月31日までに締結したリース契約のうち、所有権移転外のファイナンス・リース取引については一定の注記を条件として賃貸借処理とするが、平成20年4月1日以降に締結したリース契約から「新リース会計基準」を適用し、所有権移転外のファイナンス・リース取引についても、リース資産の引渡し時にリース資産を購入したものとして、資産計上する。

※ファイナンス・リース取引…リース期間の途中で契約解除（事実上の解約不能を含む）できないリース取引で、借り手がリース物件の経済的利益を実質的に享受し、物件使用に伴うコストを実質的に負担するリース取引

※オペレーティング・リース取引…ファイナンス・リース取引以外のリース取引

※所有権移転ファイナンス・リース取引…契約上の諸条件に照らして物件の所有権が借り手に移転すると認められる取引

※所有権移転外ファイナンス・リース取引…所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引



【※注】所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、賃貸借処理できる取引

- ①リース期間が1年以下のリース取引（1物件単位）
- ②重要性の乏しいリース取引で、リース契約総金額が300万円以下のリース取引（1契約単位かつ異なる科目ごと）

< P F I 事業にかかる資産 >

P F I 事業にかかる資産については、契約上のリスク配分状況等を検討のうえ、原則として習志野市に帰属するリース資産・債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記帳する。また、オンバランス化するために、取得価額相当額を資産（リース資産）、負債（リース負債）の両建てで計上し、減価償却費及び支払利息はコストとして計上する。

4. 固定資産の取得価額

有形固定資産を取得したときの取得原価は、取得の形態に応じ、下記のように決定する。

(1) 有償（購入）による取得の場合

土地、建物、工作物等の固定資産を有償取得した場合、その取得価額については、企業会計原則（第三一五-D）に準拠し、当該資産の取得にかかる直接的な対価の他、付随費用を含めた金額を取得価額とする。

※付随費用：引取費用、登記料、不動産取得税、据付費、試運転費、地ならし代、仲介手数料等

$$\text{取得価額} = \text{購入代価} + \text{付随費用}$$

※参考 【企業会計原則 第三 貸借対照表原則 五（資産の貸借対照表価額）D】

有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の取引費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。

償却済の有形固定資産は、除却されるまで備忘価額で記載する。

(2) 交換による取得の場合

市有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、原則として提供した市有資産の適正な簿価をもって取得価額とする。

(3) 贈与による取得の場合

固定資産を贈与された場合または、著しく低い価格で取得した場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得価額とする。

なお、有形固定資産の価額には消費税相当額を含める。

5. 耐用年数

耐用年数及び償却率表は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下、単に「財務省令」と称する）に従う。具体的には、基本耐用年数表（別表B2）、建物の耐用年数表（別表B3）、主な物品・機械装置の耐用年数表（別表B4）とする。

＜中古資産を取得した場合＞

次の区分によって耐用年数を算出する。

資本的支出の額	耐用年数
新品の取得価額の50%超	基本耐用年数 (原則、別表B2、B3、B4による耐用年数)
新品の取得価額の50%以下でかつ、 中古の取得価額の50%超	見積法① (簡便計算②も認められている。)
中古の取得価額の50%以下又は 資本的支出が無い場合	原則見積法。 見積りが困難な場合に限り簡便法③

※資本的支出…固定資産の価値が増加したり、使用可能期間が延長するような固定資産の改良（改造）による支出

①見積法

中古資産をその用に供した時以後の使用可能期間の年数を見積もる。

②簡便計算

$$\text{耐用年数} = (A + B) \div (A/C + B/D)$$

（1年未満の端数切捨て）

A：中古資産の当初の取得価額

B：中古資産の資本的支出の額

C：中古資産に係る簡便法による耐用年数（①、③による見積残存耐用年数）

D：中古資産に係る基本耐用年数

③簡便法

- ・基本耐用年数の全部を経過しているとき

$$\text{耐用年数} = \text{基本耐用年数} \times 20\%$$

- ・基本耐用年数の一部を経過しているとき

$$\text{耐用年数} = \text{基本耐用年数} - \text{経過年数} + \text{経過年数} \times 20\%$$

（1年未満の端数切捨て。最短2年。）

## 6. 減価償却

有形固定資産（土地・建設仮勘定等を除く。）の使用に伴って生じた価値の減少を決算において費用として計上する手続きを減価償却という。

減価償却費の計上方法については、次の二つの方法がある。

- （１）直接法（直接資本減耗）…減価償却費を固定資産の勘定から直接控除する方法
- （２）間接法…減価償却費を減価償却累計額勘定で間接的に控除する方法

減価償却について、事業用資産の場合、減価償却費として行政コスト計算書（PL）に計上する。他方、インフラ資産については、原則として独立行政法人会計基準「第86特定の償却資産の減価に係る会計処理」に準拠し、独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算書の費用には計上せず、資本剰余金を減額する場合と同様の会計処理を採用するため、純資産変動計算書（NWM）上で直接資本減耗として処理することとする。

### <減価償却計算の方法>

- （１） 減価償却は、開始時簿価及びそれ以降の簿価ともに、定額法（平成19年度税制改正における平成19年度4月1日以後取得償却資産の償却限度額計算方法に従う）により算定する。
- （２） 減価償却の開始は取得年度の翌年度からとする。
- （３） 端数処理については、1円未満を切捨てる。
- （４） 耐用年数を経過したもの（物品以外）は、備忘価額として1円を計上する。
- （５） 残存価額50万円未満となった物品については、資産台帳から除却し別途の管理に委ねることができる。
- （６） 土地、立木竹、美術・骨董品・歴史的建造物、建設仮勘定は減価償却を行わない。  
償却資産の減価償却計算の履歴は、耐用年数にわたり保存しておかなければならない。
- （７） 災害復旧などにより建設した資産のうち、公有財産台帳の異動が適切と認められる場合は、復旧時を初年度として、新規に整備したものとみなす。

### 【開始時簿価の算定のための減価償却計算】

開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体として見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。

7. 固定資産取得の財源内訳

固定資産台帳において、当該固定資産の取得財源は、下記の財源区分表に定める財源区分に従い、それぞれの金額（または割合）を記録する。

これは、資産形成の調達財源を把握することによって、インフラ資産に対する公債の比率や事業用資産に対する借入金の割合を指標化し、分析をより深く行うためである。この分析結果をこれまでの行政評価や今後の固定資産の取得、新たな事業における是非の判断に活用することが出来る。

また、固定資産や長期金融資産の増減にかかる取引は、純資産変動計算書（NWM）上に期中の変動額（総額ベース）が計上されるとともに、貸借対照表（BS）上に期末残高として計上される。その際、資産科目ごとに財源（調達源泉）別の内訳を別表A5-5 純資産変動整理表に記録整理する。

これは、税金を地方公共団体にとって「出資」である（出資説）と考えることに基づいており、4つの財務書類は財源の用途を表す純資産変動計算書を中心に構成されている。

財源区分表

財源コード	財源名	摘 要
11	税込	
12	社会保険料	
13	移転収入	1 他会計からの移転収入 2 国庫支出金 3 都道府県等支出金 4 市町村等支出金 5 その他の移転収入
14	その他収入	財源未特定を含む
21	公債等	

参考：収益説と出資説

税金の考え方による違い。

**収益説**…税金は行政に対するサービスに対する対価であり、公共団体にとっての「収益」であるという考え。【東京都や国際公会計基準の考え方】

**出資説**…税金は国民（市民）からの「出資」であるという考え。  
【基準モデルや総務省方式改訂モデルの考え方】

【開始時における固定資産の取得財源内訳について】

開始時における固定資産の取得財源内訳は、原則として純資産の「開始時未分析残高」として処理する。

純資産の残高は、資産と負債との差額として算定されるが、貸借対照表上の純資産勘定には、【下記 純資産のBS上の内訳科目】に示す内訳科目（表示区分）が存在する。

純資産のBS上の内訳科目

純資産合計
財源
資産形成充当財源（調達源泉別）
税金
社会保険料
移転収入
公債等
その他の財源の調達
評価・換算差額等
その他の純資産
開始時未分析残高

期中における純資産の内部構成の増減については、NWMにおいてこれら内訳科目に計上すべき金額が総額ベースで算定される。他方、開始時における純資産額は、過去からの財政活動の集積によるものであるため、その内訳を遡って算定することは困難であるだけでなく、仮に算定したとしても会計上の検証可能性までを有することはできない。そこで、開始時においては全額を「開始時未分析残高」に計上することを原則とする。但し、固定資産または長期金融資産の形成のために充当された公債等（借入金を含む）の未償還残高が根拠ある資料により明確と判断される場合には、その額を「公債等」の科目に計上し（従って同額が「資産形成充当財源」に積み上がる）、その残額を開始時未分析残高に計上することもできる。

上記いずれの場合にも、開始時の「財源」の額は“0”となり、ここから純資産における財源の増減が新たに始まることとなる。

## 8. 資産価額の再評価

償却資産は、毎年減価償却を行うこととし、原則として別途の再評価はしない。但し、著しい破損や陳腐化した場合は、再評価を行う。

(要領第 39 条)

有形固定資産にかかる公有財産台帳の価格改定に伴う再評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

2 土地は原則として3年ごとに再評価を行う。ただし、当該年度の期末において、時価変動が5%以上になることが明らかな場合は、再評価を行い、当該年度末の帳簿価額に反映させる。

(要領第 49 条)

無形固定資産にかかる公有財産台帳の価格改定に伴う再評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。

## 9. 資産の処分

(要領第 40 条) (要領第 50 条)

公有財産の処分時においては、台帳価格（償却資産の場合は減価償却費・直接資本減耗相当額を控除した後の価額）に基づいて処分損益を算定する。

## 第2部 事業用資産

### 1. 事業用資産について

(要領第34条)

事業用資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産をいう。事業用資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「棚卸資産」に分類して表示する。

#### 第1章 有形固定資産

### 1. 有形固定資産について

(要領第35条)

事業用資産としての有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。

2 有形固定資産は、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、物品、船舶、航空機、その他の有形固定資産、建設仮勘定等の表示科目を用いる。また、減価償却の方法について注記する。ただし、売却を前提として保有している公有財産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上する。

### 2. 有形固定資産額の計上について

(要領第35条)

3 公有財産として管理されている土地・建物等については、原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価をした上で貸借対照表価額を測定する。

(要領第36条)

非償却資産（税法上、減価償却の対象とならない資産）については、公有財産台帳価格で計上する。

(要領第37条)

償却資産については、価格改定年度以外の年度においては減価償却費・直接資本減耗が台帳価格に反映されないことから、価格改定に適用される減価償却費・直接資本減耗の方法（定額法）により減価償却費・直接資本減耗相当額を算出し、公有財産台帳価格から当該減価償却費・直接資本減耗相当額を控除した後の価額を計上する。

### 3. 有形固定資産の種類別の評価方法について

#### A. 土地について

##### <価額算定に必要な固有事項>

土地価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- ① 筆の町丁名・番地
- ② 登記された地目
- ③ 現在の地目。  
※登記地目と固定資産税概要調書との地目が異なる場合は、地目変換表により変換
- ④ 登記された地積
- ⑤ 現況地積
- ⑥ 当該地目の単価
- ⑦ 取得年度

##### 【開始時簿価算定方法】

土地の開始時簿価は、無償取得を含め、固定資産税評価額の同一地目・一定の地域ごとの平均単価、それが困難な場合には、固定資産税概要調書の地目別平均単価をもって算定する。必要に応じて、対象の土地を管轄する他の地方公共団体からも情報を収集すること。

公有財産台帳（土地）と固定資産税概要調書との地目が一致しない場合は、公有財産台帳（土地）の地目を固定資産税概要調書に合わせるため、地目変換表を作成する。別表B6地目変換表（例）を参照のこと。

$$\text{開始時簿価} = \text{変換地目の地積} \times \text{変換地目の平均地価（円／m}^2\text{）}$$

#### B. 立木竹について

##### <価額算定に必要な固有事項>

立木竹の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- ① 植栽場所名、所在地
- ② 樹種及び樹種別樹齢
- ③ 樹種別・樹齢別植栽面積（m<sup>2</sup>単位）
- ④ 樹種・樹齢の面積（m<sup>2</sup>）当たりの保険金補償額（単価）

【開始時簿価算定方法】

立木竹の価額算定は、他に合理的な算定方法がない場合、原則として保険金額による。立木竹にかかる保険資料から樹種別・樹齢別の面積当たりの単価を転記する。

資産としての価値が無視できる立木竹（雑木等）または公正に見積・評価できない立木は、算定対象としない。

$$\text{開始時簿価} = \text{樹種} \cdot \text{樹齢別面積} \times \text{樹種} \cdot \text{樹齢別単価} \text{ (千円/㎡)}$$

C. 建物について

<価額算定に必要な固有事項>

建物の価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- ① 場所 建物（棟）所在地の住所
- ② 建物名
- ③ 延べ床面積（㎡）
- ④ 建物用途 建物用途表（別表B7）
- ⑤ 主体構造 建物構造・用途別デフレータ（別表B8）
- ⑥ 建築額
- ⑦ 単価 建物保険の単価 建物構造別・用途別の単価表（別表B9）
- ⑧ デフレータ 建物保険のデフレータ等 建物構造・用途別デフレータ（別表B8）
- ⑨ 取得価額算定方法 取得価額、保険金額のいずれを基礎として算定したかの別

【開始時簿価算定方法】

取得価額には、附属設備を含むものとする。

・建物の取得価額が判明している場合

原則として、（社）全国市有物件災害共済会のデフレータ 建物構造別・用途別デフレータ（別表B8） を利用する。

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{建築額} \times \text{デフレータ} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

・建物の取得価額が不明の場合

建物に付された火災保険の建物用途別・構造別の単価を利用した以下の計算式による。

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{対象建物の延床面積} \times \text{建物構造別・用途別単価} \cdots \underline{\text{建物構造別・用途}} \\ &\quad \underline{\text{別の単価表（別表B9）}} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却累計額} \end{aligned}$$

#### D. 工作物（プール等）について

事業用資産の工作物には、プールや防火水槽などがあるが、ここでは、プールを例とする。その他の工作物については、プールの事例を準用する。

<価額算定に必要な固有事項>

プールの価額算定に必要な固有事項は、次のとおりである。

- ① 取得年度
- ② 面積

#### 【開始時簿価算定方法】

開始時簿価は、下記の式により算定する。

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額} - \text{減価償却費累計額}$$

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、平成19年度のプール施設の国庫補助基準単価をもって標準単価とし、これに各プールの面積を乗じて再調達価格として、下記の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{再調達価格} &= \text{各プール面積} \times \text{標準価格} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額} \end{aligned}$$

## E. 機械器具、物品、船舶、航空機について

機械器具、物品、船舶、航空機については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎とする。

(要領第 41 条)

物品については、取得価格または見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上する。

2 物品管理簿等の記載価格を基礎とし、減価償却を行い、当該減価償却費相当額を控除した後の価額を計上する。なお、物品の耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数を基準とする。

### 【開始時簿価算定方法】

開始時簿価は、下記の式により算定する。

$$\text{開始時簿価} = \text{取得価額} - \text{減価償却費累計額}$$

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{再調達価額} &= \text{同性能の当該資産の市場価額} \\ \text{開始時簿価} &= \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額} \end{aligned}$$

#### 4. 建設仮勘定について

年度をまたがって行われる建設工事等にかかる支出については、固定資産台帳の一環として、建設仮勘定台帳（別表A5-3②）によって記録整理する。記載例については、別表B10建設仮勘定台帳記載（例）のとおり。建設仮勘定台帳は、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、各年度の支出額を記録整理するとともに、一部供用開始または全部完成の時点で、本勘定への振替を記帳整理する。

（要領第42条）

建設仮勘定は、目的とする完成物を単位として、建設中の建物や製作中の機械等、未完成の有形固定資産への支出等を仮に計上する。完成し、事業の用に供した時点で、当該金額をそれぞれの勘定に振り替えて計上する。

建設仮勘定の一部が完成し、この部分を本勘定へ振替える場合に、振替部分の金額を独立して算定することが困難な場合には、その振替額を次の計算式によって算定することができる。この場合、必要に応じて全事業完了後に精算を行うこととする。

$$\text{本勘定への振替額} = \text{計画総事業費} \times \text{完成分事業量} \div \text{総事業量}$$

建設仮勘定台帳の金額については、集計のうえ、別表A5-4資産負債整理簿⑤有形・無形固定資産明細表に転記する。

## 第2章 無形固定資産

### 1. 無形固定資産について

無形固定資産とは、具体的、物質的な形態を持たない資産で、長期間にわたって利用され、利益を獲得する上で有用なものをいう。法律上の特権のあるもの（特許権、著作権、借地権など）と、法律上の権利を形成しないもの（営業権、ソフトウェア、電話加入権など）がある。

### 2. 無形固定資産の計上について

（要領第43条）

事業用資産としての無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。

2 地上権、著作権、特許権、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産等の表示科目を用いる。また、減価償却の方法について注記する。

### 3. 無形固定資産の種類別の評価方法について

#### A. 用益物権（地上権・地役権・借地権・鉱業権等）について

##### 【開始時簿価算定方法】

（要領第44条）

公有財産として管理されている地上権等の用益物権については、取得価額をもって開始時簿価とする。

2 公有財産台帳上、価格改定時に償却が反映されていないもの（地上権等の用益物権など）については償却を要しないが、その他の償却資産は償却を行うこととし、実施料等の見積価格で公有財産台帳に計上されているものについては、実施料等相当額を償却し、当該実施料等相当額を控除した後の価額を計上する。

## B. 無体財産権（特許権・著作権・商標権等）について

### 【開始時簿価算定方法】

（要領第 45 条）

公有財産として管理されている著作権・特許権・商標権等の無体財産権については、原則として公有財産台帳の計数を基礎として開始時簿価とする。

2 著作権・特許権・商標権等の無体財産権については、財務省令に定める償却資産として定額法により償却を行う。

## C. ソフトウェアについて

### 【開始時簿価算定方法】

（要領第 46 条）

ソフトウェアは、研究開発費に該当しないソフトウェアの取得・制作費であって、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものを計上する。

2 計上価額は、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間の開発費等の累計）を資産価額とする。

※ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められる場合とは、

- 1) 当該ソフトウェアを利用することにより、利用する前に比べ人件費の削減効果が確実に見込まれる場合
- 2) システムを採用することにより入力作業等の効率化が図られる場合
- 3) 従来なかったデータベース・ネットワークを構築することにより今後の業務の効率的・効果的に行える場合
- 4) 市場で販売しているソフトウェアを購入し、かつ、予定した用途に継続して利用することにより今後の業務を効率的・効果的に行える場合、等が考えられる。

※ソフトウェアの開発費が、ハードウェア及びソフトウェア一括契約、保守料を含む委託契約等により、把握することが困難である場合には、物品として把握されているハードウェアの価額を控除した額を「ソフトウェア」として計上する。

D. 電話加入権について

(要領第 47 条)

電話加入権は、取得原価で計上する。

**【開始時簿価算定方法】**

(要領第 47 条)

開始時簿価は備忘価額 1 円とする。

E. その他の無形固定資産について

(要領第 48 条)

その他の無形固定資産は、地上権等、著作権、特許権等、ソフトウェア及び電話加入権以外の無形固定資産等をいう。

### 第3章 棚卸資産

#### 1. 棚卸資産について

棚卸資産とは、生産・販売・管理活動を通じて売上収益をあげることを目的として費消される資産であり、具体的には、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、部品等である。

#### 2. 棚卸資産の計上について

(要領第51条)

事業用資産としての棚卸資産は、原則として一括して計上する。ただし、金額的に重要性がある商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む）、製品、半製品（自製部分品を含む）等については、独立の科目で表示する。

#### 3. 棚卸資産の評価方法について

(要領第52条)

棚卸資産の貸借対照表価額の測定については、公有財産台帳の計数を基礎として再評価をして測定する土地・建物等を除き、原則として、それぞれの種類ごとに取得原価により計上し、その評価基準及び評価方法を注記する。

2 時価が取得原価より著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、時価をもって貸借対照表価額とする。

3 前項の強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上する。なお、回復する見込みがあると認められ、時価によって評価しない場合には、その旨、その理由及び時価との差額を注記する。

4. 棚卸資産（販売用土地）の評価方法について

「地方公共団体財政健全化法律」における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いて評価する。

時価評価について

健全化法施行規則第4条第2項第1号から第7号に掲げる下記のいずれかの方法により算定する。

- ・ 販売見込額による評価（省令第4条第2項第1号）
  1. 売買契約の申込みの勧誘を開始した後1年未満の販売用土地  
当初販売公表価格
  2. 売買契約の申込みの勧誘を開始した後1年以上を経過した販売用土地  

$$A \times (1 - B)^{n-1}$$
    - A：前年度末日における当該土地の当初販売公表価格
    - B：当該土地の近傍類似の土地に係る価格の変動を勘案して、0.1以上で地方公共団体が定める値
    - n：当該土地に係る売買契約の申込みの勧誘を開始した日の属する年度を初年度とする経過年数
  
- ・ 不動産鑑定士による鑑定評価（省令第4条第2項第2号）
  
- ・ 不動産鑑定士による鑑定評価を調整（省令第4条第2項第3号）  
 鑑定評価額 × 時点修正率
  
- ・ 公示地価を調整（省令第4条第2項第4号）  
 前々年度における標準値（基準地）の公示価格（基準地価格）  
 ×（対象土地の前々年度の路線価）× 価格形成要因の修正率 × 時点修正率
  
- ・ 基準地価を調整（省令第4条第2項第5号）  
 公示地価と同様
  
- ・ 固定資産税評価額を調整（省令第4条第2項第6号）
  1. 宅地（固定資産税評価額 ÷ 0.7） × 時点修正率
  2. 宅地以外の土地 固定資産税評価額 × 時点修正率

- ・ 相続税評価額を調整（省令第4条第2項第7号）  
（相続税表価額 ÷ 0.8） × 時点修正率

#### 5. 棚卸資産の管理について

棚卸資産（販売目的）は別途管理し、固定資産台帳上は、棚卸資産の管理単位ごとに期首・期末の残高のみを記帳する。

## 第3部 インフラ資産

### 第1章 インフラ資産

#### 1. インフラ資産について

(要領第53条)

インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない非金融資産をいう。

#### 2. インフラ資産の計上について

(要領第53条)

2 インフラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、公共用財産用地（土地相当額）、公共用財産施設（建物相当額）、その他公共用財産、公共用財産建設仮勘定（インフラ資産の建設のために支出した手付金・前渡金等）等の表示科目を用いる。また、直接資本減耗の方法について注記する。

#### 3. インフラ資産の種類別具体例

- ・公共用財産用地…公園用地、道路用地等
- ・公共用財産施設…し尿処理施設、道路、公園、上下水道施設等
- ・その他の公共用財産…公園内植栽や遊具等
- ・公共用財産建設仮勘定…インフラ資産の建設のために支出した手付金、前渡金等

#### 4. インフラ資産の評価方法について

(要領第54条)

インフラ資産の貸借対照表価額の測定については、原則として過去の用地費や事業費等を累計（累積）することにより取得原価を推計することとする。

2 非償却資産である公共用財産用地については、用地費等を累計（累積）した価額を計上する。

3 償却資産である公共用財産施設については、過去の事業費等を累計（累積）することにより資産価額を推計し、さらに定額法により直接資本減耗相当額を算出し、当該資産価額から、当該直接資本減耗相当額を控除した後の価額を計上する。

#### A. 土地（底地）について

インフラ資産の底地を取得する場合、当該底地の取得価額を帳簿価額とする。但し、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体とみられる場合、その後の譲渡や再取得等は想定し難いことから、資産価額の再評価は行わない。

##### 【開始時簿価算定方法】

インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部構造の工作物等が不可分一体（当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等）とみられる場合、かかる底地の取得価額（取得価額が不明な場合は再調達価額）を開始時簿価とする。

#### B. 工作物（道路）について

インフラ資産の工作物には、道路、橋梁、公園、港湾、河川、水路等多くの種類があるが、道路を例として、取得価額が判明している場合と、不明の場合に分けて記述する。

その他の工作物については、道路の事例を準用する。

##### 【開始時簿価算定方法】

開始時における道路価額算定は、入手可能な情報の程度に応じて、【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】に示すいずれかの方法を採用または併用する。【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】において、年度単位に価額を算定する方法を採る場合には、各年度単位に組み入れられた路線名の明細は、現行の道路台帳と対応できるようにしておく必要がある。

図1 道路取得価額の判明状況による算定方法

取得価額の判明状況	固定資産台帳の記載単位		取得価額の算定方法
路線（区間）単位に判明	A：路線単位		路線単位の事業費を取得価額とする
路線（区間）単位では不明	年度単位の事業費が判明	B：年度単位の整備総延長キロ	年度単位の事業費総額（Aと併用する場合、Aの事業費を控除した額）をもって取得価額とする
	年度単位の事業費も不明	C：年度単位の幅員別整備延長キロ	幅員別現在単価表を用い、再調達価額を求め、幅員別延長キロ単位の取得価額を推算する

価額算定に年度単位延長キロを用いる場合、既存道路台帳が、供用開始年度をもって登録することを原則としていることから、事業費使用年度（整備区間）と必ずしも一致しない場合がある。

道路の取得価額には、取得にかかる直接的な対価の他、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。

道路幅員1.5m未満の道路、路面が舗装・コンクリート以外の道路は対象としない。

<価額算定に必要な固有事項>

【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】Bの算定方法をとる場合

- ① 道路種別（道路：1、農道：2、林道：3）
- ② 整備年度
- ③ 年度事業費
- ④ 当該年度における整備延長キロ
- ⑤ デフレータ（当該年度に対応する値）

【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】Cの算定方法をとる場合

- ① 道路種別（道路：1、農道：2、林道：3）
- ② 整備年度
- ③ 当該年度における幅員別延長キロ（例えば、9.0m以上、5.5m～9.0m未満、4.0m～5.5m未満、4.0m未満）
- ④ 幅員に対応する標準現在単価

現在単価の算出方法は、国土交通省の最新の標準規格構造による標準設計及び設計条件に従って設計・積算し、これから1m当たりの工事費を算出して単価とする方法が考えられる。単価計算例は【図2 道路区分・標準設計と単価の例】のとおり。

図2 道路区分・標準設計と単価の例

区分分け			標準設計	設定	単価
①	幅員	9.0m以上	幅員12m	歩道・側溝あり	300千円/m
②	幅員	5.50m以上9.0m未満	幅員 6m	歩道・側溝あり	140千円/m
③	幅員	4.0m以上5.5m未満	幅員 5m	歩道・側溝なし	22千円/m
④	幅員	1.5m以上4.0未満	幅員 4m	歩道・側溝なし	18千円/m

道路路面整備費が判明している場合（【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】A・B）の価額算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{再調達価額} = \text{道路路面整備費} \times \text{建設工事費デフレータ（道路I）}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

道路路面整備費が不明の場合（【図1 道路取得価額の判明状況による算定方法】C）の価額算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{再調達価額} = \text{幅員別道路延長} \times \text{道路幅員別単価}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<農道、林道の扱い>

農道、林道は、台帳の整備状況に応じて幅員別に整理するか、または、一律4.0m未満、5.0m未満等として道路と同様な方法で積算をする。

<道路以外の工作物について>

道路以外の工作物の現在単価については、直近（5～7年）工事費実績総額、または必要に応じて構造等別の工事費実績から、単位あたりの平均工事費を求め、現在単価とすることができる。

## 第4部 繰延資産

### 第1章 繰延資産

#### 1. 繰延資産について

(要領第55条)

繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。

#### 2. 繰延資産の計上について

(要領第55条)

2 地方債発行費、地方債発行差金、開発費、試験研究費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。

## 第5部 固定資産の増減等について

### 第1章 固定資産の増減等

#### 1. 固定資産の増減等について

固定資産の増減その他の異動が発生したときは、固定資産台帳に、異動日付、異動事由、取得価額、異動後の簿価、その他必要事項を記帳するとともに、仕訳を起こさなければならない。

固定資産の主要な増加理由としては、次の場合が考えられる。

- ① 新規有償取得
- ② 一部増加有償取得（改良、改造、付加等）
- ③ 建設仮勘定から本勘定への振替受
- ④ 無償所管換受
- ⑤ 交換受
- ⑥ 寄付受
- ⑦ 調査判明
- ⑧ 再評価による増額

※既存の固定資産の価値を増加させない修繕・補修・改修・改築・改造等（収益的支出）は、固定資産の増加として認識しない。資本的支出の場合にのみ、増加として認識する。

<資本的支出>

固定資産の価値が増加したり、使用可能期間が延長するような固定資産の改良（改造）による支出。

<収益的支出>

固定資産の部分的破損を修理し、原状に回復するための支出や固定資産を維持管理するための定期修繕による支出。修繕費として処理する。

固定資産の主要な減少理由としては、次の場合が考えられる。

- ① 売却
- ② 破損・滅失・取替等による除却（全部除却、一部除却）
- ③ 無償所管換出
- ④ 交換出
- ⑤ 寄付出
- ⑥ 調査判明
- ⑦ 減価償却
- ⑧ 再評価による減額

以上の他、習志野市内部での管理替え、用途変更、移設等が考えられる。このうち、事業用資産とインフラ資産の間の用途変更は、勘定科目の振替処理が必要となる。

固定資産を売却したときは、売却額及び売却損益（売却額と簿価との差額）を記帳する。

## 2. 資本的支出の金額算定について

固定資産の修繕のために支出した金額が、資本的支出に該当するか否か不明な場合には、「法人税法基本通達第7章第8節」（以下、「基通」とする。）に従い、下記の手順により判断し、資本的支出の額を算定する。

### （1）少額または周期の短い費用の損金算入（基通7-8-3）

一つの修理や改良のために支出した費用が、20万円未満のとき（一）、またはおおむね3年以内の周期で修理や改良が行われている場合（二）は、修繕費として損金経理することができる。

### （2）形式基準による修繕費の判定（基通7-8-4）

資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額で、その金額が、60万円未満のとき（一）、またはその金額が、修理・改良をした固定資産の前期末の取得価額のおおむね10%相当額以下である場合（二）は、修繕費として損金経理することができる。

（注）10%基準は、前期末の取得価額＝「原始取得価額＋前期末までに支出した資本的支出の額」で判定し、帳簿価額（未償却残高）は関係ない。

### （3）資本的支出と修繕費の区分の特例（基通7-8-5）

資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合には、法人が継続して支出した金額の30%相当額とその固定資産の前期末取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費（A）として損金経理し、残額を固定資産の取得価額（B）に加算して経理することができる。

### （4）災害などの場合の特例（基通7-8-6）

災害などで損傷した固定資産に対する支出額で、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものは、支出額の30%相当額を修繕費として損金経理することができる。

—資本的支出と修繕費の区別—

	一つの修理・改良等に要した費用の額について	
	START	
YES	20万円未満であるか(基本通達 7-8-3(一))	
	NO	
YES	おおむね3年周期の短い費用であるか (基本通達 7-8-3(二))	
	NO	
	明らかに資本的支出の部分であるか(基本通達 7-8-1)	YES
	NO	
YES	明らかに修繕費の部分であるか(基本通達 7-8-2)	
	NO	
YES	60万円未満であるか(基本通達 7-8-4(一))	
	NO	
YES	前期末取得価額のおおむね10%相当額以下であるか (基本通達 7-8-4(二))	
	NO	
YES (Aの金額)	継続して7:3基準により経理しているか (基本通達 7-8-5)	YES (Bの金額)
	NO	
NO	資本的支出であるか(法人税法施行令 132)	YES

A	支出金額×30%と、前期末取得価額×10%との少ない金額
B	支出金額-A

⑨固定資産の明細

事業用資産

単位 円

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却費	評価差額 (本年度発生)	本年度末残高
有形固定資産						
土地						
立竹木						
工作物						
機会器具						
物品						
船舶						
航空機						
その他の有形固定資産						
建設仮勘定						
小計	0	0	0	0	0	0
無形固定資産						
地上権						
著作権・特許権						
ソフトウェア						
電話加入権						
その他の無形固定資産						
小計	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

インフラ資産

単位 円

区分及び内容	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 直接資本減耗	評価差額 (本年度発生)	本年度末残高
公共用財産用						
小計	0	0	0	0	0	0
公共用財産施設						
小計	0	0	0	0	0	0
その他の公共用財産						
小計	0	0	0	0	0	0
公共用財産建設仮勘定						
小計	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

## ⑩棚卸資産の明細(付属明細表)

単位 円

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
合計	0	0	0	0	0

## ①繰延資産の明細(付属明細表)

単位 円

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
地方債発行費					
地方債発行差金					
開発費					
試験研究費					
合計	0	0	0	0	0

別表A5-3① 固定資産台帳

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
No	枝番	主管箇所	勘定科目	件名	リース区分	耐用年数分類	耐用年数	取得年月日	供用開始年月日	取得額・取得額相当額	増減異動日付	増減異動前簿価	増減異動事由	今回増加額	今回増加内訳				今回減少額	今回減少内訳				増減異動後簿価	予算執行科目	財取得源内訳	用途	事業分類	開始時見積資産	各種属性情報	売却可能区分	完全除却済記号					
															有償取得額	無償所管替増分	その他無償取得分	調査判明増分		振替増額	評価等増額	除却額	無償所管替減分										その他無償譲渡分	誤記載減少分	振替・分割減額	減価償却額	評価等減額

注1) 固定資産の異動については、単純な新規取得や除却のほか、一部除却、分割、付加による一部増加、振替増減、耐用年数変更、評価替、など様々な形態・原因があり、これらの履歴記録については、技術的にいくつかの方法が考えられが、本手引きでは、取得時から枝番により、順次履歴を記録する方法とした。

既存資産を一部増加するときは、親資産に枝番を付して新規登録する。

既存資産を一部除却し、分割或いは一部振替えるときは、親資産に枝番を付して複数案件に分割して行う。

なお、主要な項目のみを示した。

注2) この方法では、当年度の期首簿価は、当年度以前の最も新しい行の増減異動後簿価(30)となる。  
 なお、当年度の増減合計額は、増減異動日付が当年度であるものを集計して求める。

注3) 開始時見積資産(35)とは、開始時の固定資産であって、取得額・取得年度が判明せず見積・評価によった場合に記号をセットするものである。この場合、その耐用年数は開始時点における残存年数とし、その後の減価償却は、開始時簿価を出発点として、開始年度を1年目として計算を開始することができる。

注4) 取得財源内訳は、下記財源区分表に従い、金額内訳を記載する。但し、開始時資産については、財源未特定(開始時未分析残高)とする。

(財源区分表)

財源コード	財源名	摘要
11	税込	
12	社会保険料	
13	移転収入	1 他会計からの移転収入
		2 国庫支出金
		3 都道府県等支出金
		4 市町村等支出金
		5 その他の移転収入
14	その他収入	財源未特定を含む
21	公債等	

注5) 取得時予算科目、用途、及び事業は、1固定資産に対し、複数対応可能としておくこと。



別表A5-4資産負債整理簿 ⑤ 有形・無形固定資産明細表

区分	勘定科目	前年度残高	当期増加					当期減少					当期末残高		
			有償取得	無償取得	調査判明	評価益	振替増	合計	振替減	売却	除却	無償譲渡		減価償却・直接資本減耗	合計
事業用資産	有形固定資産	土地													
		立木竹													
		建物													
		工作物													
		機械器具													
		物品													
		船舶													
		航空機													
		その他の有形固定資産													
		建設仮勘定													
	計														
	無形固定資産	地上権													
		著作権・特許権													
		ソフトウェア													
		電話加入権													
		その他の無形固定資産													
計															
インフラ資産	公共用財産用地														
	公共用財産施設														
	その他の公共用財産														
	公共用財産建設仮勘定														
小計															
合計															

別表A5-4資産負債整理簿 ⑧繰延資産明細表

勘定科目	前年度 残高	当年度 増加	当年度 償却額	当期末 残高
地方債発行費				
地方債発行差金				
開発費				
試験研究費				
合計				

別表A5-5 純資産変動整理表

勘定科目	財源別金額					
	合計額	税収	社会保険料	移転収入	その他収入	公債等
①事業用資産形成への財源措置(補助AR)						
土地						
立木竹						
建物						
工作物						
機械器具						
物品						
船舶						
航空機						
その他有形固定資産						
建設仮勘定						
地上権						
著作権・特許権						
ソフトウェア						
電話加入権						
その他無形固定資産						
②インフラ資産形成への財源措置(補助AR)						
公共用財産用地						
公共用財産施設						
その他公共用財産						
公共用財産建設仮勘定						
③長期金融資産形成への財源措置(補助AR)						
貸付金						
その他の債権						
有価証券						
出資金						
基金・積立金						
その他の投資						
財源措置合計						

NWMの以下の科目(補助AR)についても、上記に準じて、資産科目別/財源別金額を記載する。

- 固定資産売却収入(元本分)
- 長期金融資産償還収入(元本分)
- 再評価損
- 再評価益
- その他純資産の減少
- その他純資産の増加

別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
1 行政財産				
1 公用財産				
1 庁舎	本庁、支所		○	
2 その他公用施設	職員宿舎		○	
2 公共用財産				
1 福祉施設				
1 社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
2 児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
2 公衆衛生施設				
1 公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
2 清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設			○
3 農林水産業施設				
1 農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く		○
2 林業関係施設		林道、一部の山林を除く		○
3 水産業関係施設		漁港を除く		○
4 商工観光施設				
1 商工施設		公営事業を除く	○	
2 観光施設		公営事業を除く	○	
5 道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
6 河川	河川、池沼			○
7 港湾	港湾、漁港			○
8 公園	都市公園、児童公園			○
9 住宅	公営住宅		○	
10 防災	護岸、治山			○
11 教育施設				
1 学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
2 社会教育施設	図書館、市民会館		○	
3 給食施設	給食センター		○	
4 教員住宅			○	
12 公営事業				
1 上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
2 下水道施設	都市下水道、集落排水施設			○
3 病院			○	
4 その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設、駐車場	電気・ガスはインフラ資産	△	△
2 普通財産				
1 土地				
1 売却可能土地			○	
2 その他			○	
2 その他普通財産			○	

注1)「△」印は、具体的なケースに即して判断する。

事業用資産とインフラ資産の区別についての基本的考え方として、公会計固有の「資産」の定義に即して

- ①当該資産から将来的な経済的便益(キャッシュ・イン・フロー)が発生すると見込まれる場合、事業用資産として整理し、
- ②当該資産から将来的な経済的便益(キャッシュ・イン・フロー)が発生するとは見込まれないものの、サービス提供能力を有するといえる場合、インフラ資産とする。

別表B2 基本耐用年数表

【参考】総務省方式改訂モデルの耐用年数

	本資産算定で使用する耐用年数		財務省令での耐用年数	
	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
有形固定資産	建築物	別表5参照	建築物	
		別表5参照		
		別表5参照		
	道路 注1)	48	道路	15
	林道(道路に準ずる)	48		
	農道(道路に準ずる)	48		
	橋梁	60	橋梁	60
	トンネル	75	トンネル	75
	立体交差(地下式)	75	立体交差(地下式)	75
	人工地盤	60	人工地盤	60
	区画整理	40		
	公園 注2)	40	公園	20
	防火水槽	30	防火水槽	30
	プール	30	プール	30
	河川(治水) 注1)	49	河川	30
	水路	30	水路	30
	水門・樋門	25	水門・樋門	25
	池沼	30	池沼	30
	農業農村整備	20		
	治山	30		
	砂防	50		
	漁港 注1)	50	漁港	50
	港湾 注1)	49	港湾	50
	空港	25		
	海岸保全 注1)	30		
ポンプ施設 注4) (防災用排水 ごみ焼却場 機械及び装置 物品)	別表6参照 別表6参照			
無形固定資産	地役権(地上権)	5		
	特許権	8	特許権	8
	ソフトウェア(複写後販売用)	3	ソフトウェア(同左)	3
	ソフトウェア(その他)	5	ソフトウェア(同左)	5
	電話加入権	20	電話加入権	20
	漁業権	10	漁業権	10
	ダム使用権	55	ダム使用権	55
	水利権	20	水利権	20
その他	下水道施設(例) 注3)			
	下水管きよ	50		
	処理設備	50		
	ポンプ設備	20		
	施設利用権 (流域下水処理場利用分)	50		

決算統計上の区分	耐用年数
総務費	
庁舎等	50
その他	25
民生費	
保育所	30
その他	25
衛生費	25
労働費	25
農林水産業費	
造林	25
林道	48
治山	30
砂防	50
漁港	50
農業農村整備	20
海岸保全	30
その他	25
商工費	25
土木費	
道路	48
橋りょう	60
河川	49
砂防	50
海岸保全	30
港湾	49
都市計画	
街路	48
都市下水路	20
区画整理	40
公園	40
その他	25
住宅	40
空港	25
その他	25
消防費	
庁舎	50
その他	10
教育費	50
その他	25
(公営事業会計)	
簡易水道事業	38
港湾整備事業	50
市場事業	25
と畜場事業	25
観光施設事業	25
住宅用地造成事業	40
工業用地造成事業	25
下水道事業	44
駐車場整備事業	40
公立大学附属病院事業	25

注1) 道路の耐用年数は、財務省令で10から15年となっているが、国の道路資産価値評価で48年を利用しているため、これと整合性をあわせるために、48年とした。治水、港湾、海岸も同様とした。

注2) 公園に関しては、構築物の資産算定が出来ないため、総務省の耐用年数を採用した。

注3) 下水道事業会計の資産については、特に高額に上ることから、簿価の見直しを行う場合の参考として耐用年数とした。具体的には、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」を参照とする。

注4) ポンプ施設は、防災用であるため、「地方公営企業施規則」の機械装置のポンプ設備の耐用年数を採用した。□

出展：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」

別表B3 建物の耐用年数表

コード	用途名称	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	M
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
01	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
05	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
06	詰所・寄り場												
08	作業所・工作室												
10	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
11	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
12	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
13	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
15	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
17	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
21	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
23	廊下・渡廊下												
24	図書館												
25	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
30	会館・本館												
31	音楽堂・ホール												
32	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
37	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
39	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
40	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
45	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
49	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
50	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
53	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
56	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
57	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
58	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
59	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
61	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
64	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
68	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
70	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
71	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
72	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
73	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
75	技術室・機械室												
76	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
77	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
89	その他												
90	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
91	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」財務省

## 別表B4 主な物品・機械装置の耐用年数表

備品台帳		減価償却資産の耐用年数等に関する省令		
小分類	中分類	耐用年数	種類及び用途	細目
印刷機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
自動認証機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
製本機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
複写機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
大気汚染自動測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
超音波厚み計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
粉塵計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
有機物汚濁測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
絵画・書	美術工芸品類			
彫刻	美術工芸品類			
陶器類	美術工芸品類			
木工芸品	美術工芸品類			
脂肪分離機	家事裁縫用具類	5	3	試験又は測定機器
食缶搬送コンベア	家事裁縫用具類	5	1	食事又はちゅう房用品・その他
食油ろ過器	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
冷凍庫	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
チェンバロ	音楽用具類	5	11	楽器
ピアノ	音楽用具類	5	11	楽器
サッカーゴール	体育用具類	3	9	スポーツ具
防球ネット	体育用具類	3	9	スポーツ具
じん芥車	船車類	4	車両	特集自動車・じん芥車
救急車	船車類	5	車両	特集自動車・救急車
工作車	船車類	4	車両	特集自動車・特殊車体
消防車	船車類	5	車両	特集自動車・消防車
普通乗用車	船車類	6	車両	自動車・その他・その他
霊柩車	船車類	4	車両	特集自動車・霊柩車
さく岩機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
圧縮機	産業機械器具類	3	工具	ロール・その他
切断機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
粉碎機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
探知機	電気機器類	5	3	試験又は測定機器
蓄電池	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
発電機	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
放送設備	電気機器類	6	2	インターホン……
無線電信電話装置	電気機器類	6	2	インターホン……
純水製造装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
蒸気機関説明器	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
電子顕微鏡	理化学機械器具類	8	4	顕微鏡
粉碎装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
油処理フェンス	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
レントゲン装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
感覚矯正機器	医療機械器具類	6	8	回復訓練機器
小動物ICUシステム	医療機械器具類	5	8	その他・その他・その他
人工蘇生器	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
臓器撮影装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
建物模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
理化学模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
歴史模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
プレハブ(移動式組立家屋)	雑具類	10	11	その他・金属製
遺体冷却装置	雑具類	6	8	その他・レントゲン・その他
可搬式動力ポンプ	雑具類	15	12	その他・金属製
祭壇	雑具類	3	11	葬祭用具
仏具類	雑具類	3	11	葬祭用具

注)本表では、財務省令との適用関係が不明瞭な物品及び機械装置について定めた。



別表B5 建設工事費デフレーター②

工事 種別												道路Ⅱ (再掲)	街路Ⅱ (再掲)	公園	下水道	災 害 復 旧
						有料 道路	日本 道路公団	首都高 速道路公団	阪高速 道路公団	本州四 連絡橋公団	地方 道路 公社等					
	街路Ⅰ	街路 改良	街路 舗装	街路 橋梁	区画 整理											
年 度																
昭和26年度	12.1													12.0	14.8	
27	13.2													12.6	15.9	
28	14.4													13.9	17.0	
29	14.5													14.7	17.0	
30	14.3													14.6	17.1	
31	15.4						20.1					15.5		15.8	18.9	
32	16.4						20.8					16.4		16.6	20.1	
33	16.1						19.9					15.7		16.2	19.4	
34	16.7					21.5	20.8	26.7				16.6	18.0	17.1	19.9	
35	17.7					22.7	21.5	27.2				17.5	19.5	18.2	21.1	
36	19.6					24.6	23.2	28.5				19.2	21.8	20.7	23.4	
37	20.5					24.8	23.6	28.0				20.1	22.5	21.8	24.2	
38	20.9					25.4	24.0	28.5	30.0			20.6	23.0	22.4	24.7	
39	21.8					25.7	24.6	28.6	30.4			21.3	23.4	23.4	25.6	
40	22.3					26.2	25.1	28.7	30.5			21.9	23.9	24.1	26.4	
41	24.2					27.9	27.2	30.1	32.1			23.6	25.6	26.2	28.1	
42	26.5					29.1	28.5	31.2	33.1			25.8	27.3	28.3	29.6	
43	27.1					29.5	28.9	31.8	33.7			26.4	28.1	29.3	30.6	
44	28.5					31.4	31.0	33.7	35.6			27.9	29.7	31.2	32.8	
45	30.4	31.4	23.3	35.5	28.7	33.3	32.6	35.7	37.5			29.6	31.7	33.5	35.2	31.4
46	31.4	32.3	24.6	36.0	30.0	33.8	33.1	35.8	37.8			30.6	32.3	34.7	36.0	32.9
47	33.1	34.0	25.6	38.4	31.5	36.1	35.4	38.5	39.9			32.3	34.4	36.9	38.1	35.0
48	41.8	43.5	31.3	48.7	39.1	46.3	45.3	50.7	51.1			40.7	43.7	46.3	48.7	44.2
49	53.1	54.2	45.1	59.0	51.3	56.8	55.8	60.7	62.8			52.1	54.8	56.9	59.1	54.4
50	53.8	54.5	46.4	60.1	52.4	57.4	56.4	61.3	62.9			53.0	55.5	57.9	59.7	55.8
51	57.4	58.2	48.9	65.3	55.7	62.1	61.0	66.3	69.5			56.6	59.5	60.6	64.0	59.3
52	61.1	61.9	53.0	68.6	59.7	65.7	64.4	69.8	72.6			60.4	63.1	64.5	67.2	63.9
53	65.3	66.1	54.5	73.7	64.2	70.4	69.1	74.5	78.3			64.3	67.7	69.8	71.7	70.0
54	73.9	74.5	66.3	79.4	72.5	77.1	76.1	80.1	83.5			72.4	75.5	77.6	78.0	76.9
55	84.4	84.8	85.6	86.2	82.8	86.1	85.6	88.1	88.9			83.3	85.2	84.8	85.0	84.7
56	86.8	86.7	93.3	86.5	85.3	87.5	87.0	88.9	89.8			86.0	87.4	85.7	86.0	85.8
57	85.3	85.8	87.4	87.1	83.3	87.4	86.9	89.4	89.2			84.7	86.1	84.9	86.3	86.1
58	84.3	84.9	85.6	87.3	82.1	87.0	86.3	89.9	89.5			84.0	85.5	84.3	86.1	85.7
59	85.8	86.4	88.0	89.0	83.6	88.7	87.9	91.9	91.4			85.6	87.2	85.9	87.5	86.9
60	85.1	85.3	90.1	87.3	83.5	87.4	86.6	90.4	90.8	91.6	84.5	85.0	86.3	85.5	86.6	84.2
61	84.6	84.9	87.9	86.7	83.2	86.5	86.1	89.2	88.1	90.0	84.1	84.7	85.5	85.5	85.7	84.5
62	85.8	86.1	87.7	88.2	84.3	88.2	88.0	90.9	89.7	90.2	85.2	86.0	86.9	86.9	86.8	86.2
63	87.6	88.0	89.0	90.1	86.0	90.3	90.0	92.8	91.0	91.4	87.1	87.9	88.6	88.6	88.6	88.1
平成元年度	92.2	92.6	93.7	94.8	90.3	94.8	94.7	97.5	95.6	95.4	91.5	92.4	93.2	93.1	93.0	92.5
2	95.9	96.4	98.4	98.6	93.9	98.3	98.3	101.0	98.9	98.0	95.2	96.1	96.9	95.8	96.2	96.0
3	98.8	99.2	100.7	100.9	97.0	100.7	100.7	103.0	101.1	100.4	98.0	98.8	99.5	98.7	99.1	98.8
4	100.1	100.4	101.2	101.6	98.9	101.8	101.4	103.1	101.9	101.3	99.7	100.1	100.6	100.0	100.5	100.2
5	100.3	100.4	100.9	101.2	99.9	100.8	100.9	101.8	101.4	100.9	100.1	100.4	100.5	100.2	100.7	100.3
6	101.1	100.9	101.4	101.0	100.7	100.7	100.9	101.1	101.3	100.8	100.9	101.0	100.8	101.1	101.1	100.9
7	101.3	101.3	101.5	101.3	101.3	101.3	101.2	101.3	101.6	101.2	101.5	101.6	101.3	101.4	101.4	101.4
8	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.5	101.7	101.0	101.5	101.6	101.4	101.3	101.4	101.4
9	102.2	102.2	102.2	102.4	102.1	102.3	102.4	102.4	102.5	102.1	102.3	102.4	102.3	102.2	102.2	102.1
10	100.4	100.4	100.3	100.5	100.3	100.5	100.5	100.4	100.6	100.8	100.5	100.6	100.4	100.4	100.6	100.5
11	99.5	99.5	99.4	99.6	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.8	99.5	99.6	99.5	99.5	99.7	99.6
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.2	98.2	98.3	98.1	98.2	98.4	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5	98.2	98.2	98.2	98.2	98.3
14	96.9	96.9	96.9	97.2	97.0	97.8	97.9	97.7	97.4	97.6	97.6	97.3	97.0	97.0	97.2	97.3
15	97.3	97.3	97.3	98.1	97.4	99.5	99.9	98.9	98.5	98.3	98.5	98.0	97.6	97.6	97.5	97.9
16 (暫定)	97.5	97.4	97.8	99.5	97.7	101.9	102.6	100.1	99.5	98.8	100.3	99.4	97.9	97.8	98.4	98.2
17 (暫定)	98.8	98.6	100.3	100.3	99.2	103.5	104.3	100.6	100.5	100.2	103.3	101.4	99.1	98.9	99.9	99.1

別表B5 建設工事費デフレーター③

工事 種別														
							その他 土 木	鉄 道 軌 道	電 力	電 気 通 信	上・ 工業用 水道	土 地 造 成	その他 土 木	
	土木Ⅱ	港湾・ 漁 港		空 港	環 境 衛 生	農林 関係 公共 事業								
年 度	漁 港	港 湾	漁 港											
昭和26年度														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35							22.0							
36							23.4							
37							23.9							
38							24.6							
39							26.1							
40							27.6							
41							29.8							
42							30.5							
43							31.6							
44							34.5							
45	33.3						36.7							
46	34.3						36.9							
47	36.5						38.9							
48	45.9						50.5							
49	56.9						61.4							
50	57.9						61.8							
51	61.6						66.1							
52	65.6						68.7							
53	71.2						72.6							
54	77.9						79.7							
55	85.6						87.1							
56	87.1						87.8							
57	86.8						88.1							
58	86.3						88.1							
59	87.6						89.7							
60	85.9	86.0			89.6	90.2	85.1	89.1	89.6	90.5	93.8	89.1	86.5	88.2
61	85.8	86.1			88.3	88.2	85.2	88.1	87.9	89.5	91.0	88.0	85.7	87.6
62	87.1	87.5			89.0	89.1	86.5	89.0	90.1	90.2	92.7	88.6	86.4	88.3
63	88.9	89.6			90.7	90.2	88.3	90.8	92.1	92.3	95.6	90.3	88.0	90.0
平成元年度	93.1	93.9			95.3	94.2	92.4	95.2	97.2	96.8	100.5	94.5	92.0	94.2
2	96.5	97.4			99.4	96.9	95.9	98.4	100.8	99.7	103.7	97.8	95.5	97.5
3	99.2	100.1			102.0	99.8	98.6	100.8	102.1	101.1	103.4	100.4	98.5	100.2
4	100.6	101.4			102.7	101.0	100.2	101.8	102.9	102.1	103.9	101.6	99.8	101.3
5	100.7	101.2			102.2	101.0	100.4	101.2	101.1	101.1	100.9	101.4	100.0	101.3
6	101.3	102.2			102.6	101.2	100.8	101.8	101.9	101.8	102.4	101.6	101.2	101.6
7	101.7	102.6	102.6	102.6	102.6	101.5	101.3	102.1	102.6	102.4	103.4	101.8	101.3	101.8
8	101.6	102.2	102.2	102.2	102.0	101.6	101.3	101.9	102.5	102.1	102.8	101.5	101.2	101.6
9	102.4	102.9	103.0	102.8	102.6	102.4	102.2	102.8	103.4	103.0	103.8	102.5	102.1	102.6
10	100.6	101.1	101.1	101.0	100.8	100.5	100.5	100.8	100.9	100.9	101.0	100.9	100.5	100.8
11	99.6	99.8	99.8	99.7	99.6	99.5	99.6	99.6	99.5	99.6	99.5	99.8	99.6	99.7
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.2	98.2	98.2	98.4	98.4	98.3	98.2	98.2	98.2	98.3	98.2	98.1	98.3	98.3
14	97.3	97.2	97.2	97.1	97.4	97.2	97.3	97.3	97.5	97.3	97.1	97.4	97.3	97.3
15	97.9	98.2	98.2	98.3	98.0	97.7	97.9	98.2	98.9	98.2	97.8	98.6	97.9	97.7
16 (暫定)	99.1	99.7	99.8	99.4	99.0	98.1	99.0	99.8	101.5	100.2	99.9	100.3	98.4	99.2
17 (暫定)	100.5	100.7	101.0	100.3	100.3	99.5	100.6	101.7	103.6	102.9	103.4	102.0	99.7	100.8

別表B5 建設工事費デフレーター④

工事種別	建設															
	建設総合	建築総合	住宅建築	木造住宅	非木造住宅	鉄骨鉄筋SRC	鉄筋RC	鉄骨S	コンクリートブロックその他CB	非住宅	木造非住宅	非木造非住宅	鉄骨鉄筋SRC	鉄筋RC	鉄骨S	コンクリートブロックその他CB
年度																
昭和26年度																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35	21.0	21.9	19.9	19.1	22.5					24.3	20.3	25.3				
36	23.2	24.3	22.8	22.1	24.6					26.3	23.4	26.7				
37	23.7	24.7	23.2	22.5	24.9					26.5	23.6	26.8				
38	24.4	25.5	24.2	23.7	25.7					27.0	24.5	27.2				
39	25.5	26.2	24.9	24.3	26.4					27.8	25.0	28.1				
40	26.2	26.8	25.6	25.0	27.0					28.4	25.7	28.7				
41	28.2	28.8	27.7	26.9	28.8					30.1	27.8	30.3				
42	29.8	30.5	29.8	29.1	30.4					31.6	29.9	31.7				
43	30.9	31.6	31.0	30.6	31.4					32.4	31.3	32.5				
44	32.8	33.5	32.9	32.5	33.3					34.3	33.1	34.4				
45	34.9	35.5	35.2	34.9	35.5	35.3	34.6	36.5	35.1	36.1	35.2	36.2	37.0	35.6	36.4	34.8
46	35.4	35.9	35.7	35.4	35.9	35.9	34.9	36.9	35.2	36.4	35.6	36.7	37.3	35.8	37.0	35.1
47	38.6	39.8	40.4	41.4	39.0	38.8	38.0	39.8	39.6	39.4	42.2	39.2	39.6	38.6	39.3	39.7
48	48.8	50.0	50.8	52.1	49.2	48.9	48.4	49.8	50.9	49.4	52.7	49.2	49.7	49.1	49.0	50.9
49	57.9	58.2	57.9	57.9	58.1	57.7	56.6	59.7	57.2	58.6	57.8	58.7	59.3	57.7	59.5	56.9
50	58.6	58.7	58.4	58.5	58.5	58.3	57.0	59.9	57.5	59.1	56.9	59.1	59.8	58.1	59.6	56.9
51	63.4	64.0	63.9	63.9	63.6	63.4	62.4	64.8	62.5	64.1	64.8	63.9	64.6	63.4	64.2	61.9
52	66.1	66.3	66.0	65.9	66.3	66.3	65.2	67.7	64.8	67.6	65.1	65.9	67.5	66.2	67.2	64.2
53	69.7	69.3	68.8	68.3	69.4	69.7	68.6	70.4	67.9	70.1	68.2	70.2	70.7	69.9	70.2	67.4
54	77.3	77.1	77.7	78.3	76.3	76.1	75.7	77.1	76.6	76.7	80.3	76.3	76.6	76.5	75.8	76.3
55	84.2	83.3	83.5	83.8	83.1	82.4	82.1	84.5	82.6	83.2	83.8	83.1	83.4	83.0	82.9	82.0
56	84.5	83.1	82.7	82.2	83.3	83.0	82.5	84.0	82.5	83.9	82.8	83.9	84.2	83.8	83.6	82.6
57	84.8	83.8	83.4	82.8	84.0	83.8	83.3	84.7	83.4	84.3	83.4	84.4	84.7	84.6	84.0	83.3
58	84.8	84.0	83.2	82.2	84.3	84.3	83.7	85.1	83.2	84.8	82.8	85.1	85.4	85.2	84.8	83.6
59	86.7	85.9	85.0	83.9	86.3	86.3	85.8	86.9	85.1	87.0	84.5	87.2	87.5	87.1	86.8	85.7
60	86.3	85.9	85.2	84.2	86.3	85.9	85.5	87.1	85.1	86.9	84.7	87.0	87.2	86.7	86.9	85.7
61	85.7	85.4	84.7	83.8	85.5	85.3	85.0	86.0	84.7	86.4	84.3	86.5	86.7	86.1	86.6	85.5
62	87.2	87.2	86.9	86.6	87.1	87.0	86.7	87.4	86.5	87.7	87.2	87.6	87.8	87.6	87.4	86.8
63	88.9	88.6	88.1	87.5	88.7	88.6	88.2	89.2	88.0	89.4	88.3	89.5	89.7	89.2	89.5	88.7
平成元年度	93.6	93.5	93.3	92.9	93.7	93.5	93.0	94.5	92.9	94.1	93.8	94.0	94.2	93.9	94.0	93.3
2	96.8	96.6	96.4	95.9	96.9	96.7	96.3	97.5	96.2	97.2	96.9	97.2	97.4	97.1	97.1	96.6
3	99.2	98.9	98.7	98.0	99.4	99.2	98.8	99.7	98.8	99.6	99.0	99.7	99.7	99.4	99.6	99.1
4	100.6	100.4	100.1	99.8	100.6	100.5	100.3	100.9	100.3	100.9	100.7	100.9	101.0	100.8	100.8	100.5
5	101.2	101.5	101.8	102.1	101.5	101.3	101.1	101.8	101.2	101.2	102.2	101.2	101.3	101.3	101.0	101.0
6	101.6	101.7	102.0	102.5	101.5	101.3	101.2	101.6	101.3	101.2	102.5	101.1	101.3	101.1	101.0	101.1
7	101.7	101.7	101.8	102.0	101.5	101.5	101.4	101.6	101.5	101.4	102.1	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
8	101.9	102.2	102.4	102.9	101.9	101.9	101.9	102.0	101.9	101.7	103.0	101.6	101.7	101.8	101.5	101.6
9	102.7	102.8	103.0	103.2	102.7	102.7	102.7	102.8	102.6	102.6	103.2	102.6	102.6	102.7	102.5	102.6
10	100.7	100.8	100.7	100.7	100.7	100.7	100.6	100.8	100.7	100.8	100.8	100.8	100.8	100.7	100.9	100.8
11	99.7	99.9	99.9	100.1	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	100.0	99.7	99.7	99.7	99.8	99.8
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.3	98.4	98.5	98.3	98.4	98.5
14	97.3	97.4	97.4	97.1	97.6	97.5	97.7	97.5	97.4	97.5	97.1	97.6	97.7	97.5	97.5	97.6
15	97.9	98.0	97.9	97.6	98.3	98.5	98.6	97.9	98.1	98.0	97.4	98.1	98.3	98.2	97.9	98.3
16 (暫定)	99.0	98.9	98.8	98.1	99.6	99.8	100.1	99.0	98.9	99.1	97.9	99.2	99.4	99.3	99.0	98.9
17 (暫定)	100.2	99.8	99.6	98.8	100.5	100.4	100.9	100.0	99.6	100.0	98.6	100.1	100.3	100.0	100.1	99.6

注)省庁再編による国土交通省の設置に伴い、建設省所管土木を土木Ⅰに、非所管事業を土木Ⅱに名称を変更した。

別表B6 地目変換表(例)

土地台帳地目	
地目コード	地目名称
01	田
02	畑
03	宅地
04	塩田
05	池沼
06	山林
07	原野
08	ゴルフ場等
09	公園
10	鉄軌道用地
11	雑種地
12	公衆用道路
14	溜池
15	その他
16	保安林
19	河川敷
20	海没地
21	学校用地
22	墓地
23	境内地
24	堤
25	用悪水路
26	井溝
27	水道用地
28	砂置場
29	貯水池
30	緑地



固定資産税地目への変換	
評価地目コード	評価地目名称
1	宅地
1	宅地
1	宅地
該当なし	塩田
2	池沼
3	山林
4	原野
5	雑種地
6	市平均
2	池沼
5	雑種地
3	山林
5	雑種地
5	雑種地
1	宅地
5	雑種地
5	雑種地
6	市平均
6	市平均
6	市平均
5	雑種地
5	雑種地
2	池沼
5	雑種地

## 別表B7 建物用途表

	用 途
1	庁舎
2	事務所
3	詰所・寄り場
4	作業所・工作室
5	倉庫・物置
6	自転車置場・置場
7	書庫
8	車庫
9	食堂・調理室
10	陳列所・展示室
11	校舎・園舎
12	講堂
13	給食室
14	廊下・渡廊下
15	図書館
16	体育館
17	集会所・会議室
18	会館・本館
19	音楽堂・ホール
20	公民館
21	保健室・医務室・衛生室
22	脱衣室・更衣室
23	保育室・育児室
24	案内所
25	寮舎・宿舎
26	洗場・水飲場
27	浴場・風呂場
28	便所
29	教習所・養成所・研修所
30	温室
31	小屋・畜舎
32	火葬場
33	葬祭所・斎場
34	霊安室・死体安置室
35	焼却場
36	塵芥集積所
37	処理場・加工場
38	監視所・観察所
39	滅菌室
40	濾過室
41	計量器室
42	ポンプ室
43	技術室・機械室
44	ボイラー室
45	配電室・電気室
46	その他
47	住宅
48	住宅付属建物

# 別表B8 建物構造・用途別デフレータ

表主体コード	
1	鉄骨鉄筋コンクリート
2	鉄筋コンクリート
3	コンクリートブロック
4	鉄骨
5	木造

単価表用途コード	
a	庁舎
b	住宅
c	校舎
d	倉庫
e	その他

年度別建築費指数表(デフレータ)

和暦 年度	西暦年度	木造	S	CB	RC	SRC
		5	4	3	2	1
H18	2006	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H17	2005	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H16	2004	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H15	2003	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H14	2002	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H13	2001	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H12	2000	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H11	1999	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H10	1998	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H9	1997	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H8	1996	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H7	1995	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H6	1994	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H5	1993	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H4	1992	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
H3	1991	1.06	1.05	1.06	1.06	1.06
H2	1990	1.12	1.10	1.13	1.13	1.12
H1	1989	1.19	1.18	1.21	1.21	1.21
S63	1988	1.27	1.23	1.30	1.30	1.28
S62	1987	1.39	1.29	1.42	1.42	1.39
S61	1986	1.43	1.31	1.46	1.46	1.42
S60	1985	1.43	1.26	1.43	1.43	1.38
S59	1984	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S58	1983	1.43	1.25	1.43	1.43	1.37
S57	1982	1.41	1.23	1.41	1.41	1.34
S56	1981	1.40	1.24	1.42	1.42	1.35
S55	1980	1.42	1.27	1.45	1.45	1.39
S54	1979	1.59	1.42	1.62	1.62	1.55
S53	1978	1.74	1.53	1.79	1.79	1.71
S52	1977	1.80	1.63	1.89	1.89	1.82
S51	1976	1.84	1.63	1.92	1.92	1.84
S50	1975	1.87	1.64	1.94	1.94	1.86
S49	1974	1.89	1.58	1.94	1.94	1.83
S48	1973	2.30	2.18	2.68	2.68	2.52
S47	1972	3.34	2.81	3.37	3.37	3.19
S46	1971	3.54	2.89	3.45	3.45	3.29
S45	1970	3.71	2.82	3.53	3.53	3.29
S44	1969	4.21	3.27	4.12	4.12	3.81
S43	1968	4.55	3.71	4.48	4.48	4.22
S42	1967	4.87	3.51	4.58	4.58	4.19
S41	1966	5.41	3.92	4.99	4.99	4.60
S40	1965	5.57	4.03	5.08	5.08	4.67
S39	1964	5.98	4.31	5.41	5.41	5.03
S38	1963	6.18	4.42	5.56	5.56	5.17
S37	1962	6.34	4.48	5.67	5.67	5.26
S36	1961	6.79	4.60	6.22	6.22	5.56
S35	1960	8.25	5.26	7.08	7.08	6.30
S34	1959	9.36	5.50	7.59	7.59	6.59
S33	1958	9.90		8.21	8.21	7.19
S32	1957	9.73		7.45	7.45	6.33
S31	1956	10.41		7.45	7.45	6.22
S30	1955	10.68		8.56	8.56	7.54
S29	1954	11.05		9.00	9.00	8.03
S28	1953	12.00		9.13	9.13	8.12
S27	1952	13.69		9.77	9.77	8.52
S26	1951	14.65		9.68	9.68	8.29
S25	1950	19.99		14.16	14.16	13.00
S24	1949	18.00		13.27	13.27	12.85
S23	1948	19.99		14.47	14.47	14.32
S22	1947	35.00		24.71	24.71	23.77

出展：社団法人全国市有物件災害共済会(2006年度)

## 別表B9 建物構造別・用途別の単価表

(円/㎡)

用途コード	用途名	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	コンクリートブロック	鉄骨造	木造
a	庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
b	住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
c	校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
d	倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
e	その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

### 備考

a	庁舎	庁舎、一般事務所、議会棟、公会堂、ホール、会館、美術館、博物館、図書館、体育館、病院、保健所、診療所
b	住宅	住宅
c	校舎	幼稚園舎、学校校舎、学校講堂、学校体育館、学校図書館、学校実習室、学校給食室、学校部室、学校便所、公民館、集会所、保育所、福祉集会所、住宅集会所、簡易事務所、休憩所、待合所、宿直室、柔剣道場、母子寮、老人ホーム、寮舎、宿舎
d	倉庫	学校温室、学校物置、学校小屋、学校廊下、学校渡廊下、動物飼育舎、温室、塵芥集積所、市場、産業倉庫、と畜場、畜舎、共同作業所、訓練作業所、加工場、住宅物置、自転車置場、車庫、駐車場、上屋、簡易上屋、倉庫、廊下、渡廊下、簡易機械室棟、簡易熱源機械室
e	その他	給食センター、便所、プール(室内)、競技場、スタンド、保養所、霊安室、死体安置室、焼却場、処理場、火葬場、斎場、浴場、養護医療施設、店舗、冷蔵庫、住宅処理場、湯沸場、水飲場、洗場、食堂、調理室、脱衣室、風呂場、工場機械室棟、工場熱源機械室棟

資料：「全国市有物件災害共済会」の用途及び単価表



